破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第８５号
山口県宇部市西平原２丁目４番32―５号
債務者　神田　克則
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第１１６号
山口県山陽小野田市大字丸河内974番地57
債務者　田中　一樹
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第１９２０号
愛知県あま市七宝町川部出屋敷79番地３
債務者　内藤亜沙子
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２９０２号
大阪府東大阪市旭町15番５号
債務者　下浦　　勝
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３１１８号
大阪府門真市千石東町３番45―304号
債務者　松本　昭一
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３３９７号
大阪市淀川区十三東４丁目５番10―202号
債務者　奥野　**隆**雄
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３９１４号
大阪府枚方市三栗２丁目13番15―402号
債務者　村尾工務店こと　村尾　　彰
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４０５０号
大阪府茨木市沢良宜浜１丁目11番15号
債務者　遠藤　親彦
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４７５６号
大阪市中央区北久宝寺町３丁目６番14号
債務者　吉田　俊雄
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４９３０号
大阪市旭区新森４丁目１番27―1002号
債務者　森口　政恵
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５０９１号
大阪府門真市上島町33番11―101号
債務者　下水流久子
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５１４１号
大阪府茨木市真砂３丁目10番23号
債務者　家村　実先
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５１７２号
大阪府大東市新田西町５番19号
債務者　髙添　良子
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５２１８号
大阪府摂津市東一津屋16番23―206号
債務者　濱　　忠明
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５２１９号
大阪府摂津市東一津屋16番23―206号
債務者　濱　　弥生（旧姓金森）
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５２８９号
大阪市平野区喜連東５丁目１番49―506号
債務者　大崎　弥生（旧姓畑田）
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５３１４号
大阪府枚方市村野本町18番10―201号
債務者　堀田　禎美
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５３３５号
大阪市平野区加美南１丁目５番１―603号
債務者　中川　幸子
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部